

平成 1 9 年 度 答 申 第 2 号

(平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 2 号

平成19年11月12日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市個人情報保護条例第42条に基づく諮問について（答申）

「大阪地検から通知された既決犯罪通知書及びそれに関して作成された行政文書一切の開示請求に対する存否応答拒否決定に係る異議申立て」について、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市長が、「大阪地検から通知された既決犯罪通知書及びそれに関して作成された行政文書」の開示請求に対して、存否応答拒否とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った、申立人を本人とする自己に係る「大阪地検から通知された既決犯罪通知書及びそれに関して作成された行政文書」についての開示請求に対し、宝塚市長（以下「実施機関」という。）が行った存否応答拒否決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び意見陳述書で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 申立人の前科等の個人情報に関する情報が記載されている書面や書類等（刑事記録）を国や大阪府が、民事裁判の証拠として、裁判所に提出し、それらの書類を最高裁までもが採用している。

民事裁判に提出するということは、申立人の前科等に関する情報を「公」にしたということである。

(2) 大阪府警察本部長名で、申立人の前科等に関する個人情報は、開示されている。

(3) 個人情報開示請求の趣旨から考えて、個人情報については、行政機関が個人の情報についてどのように取り扱っているのか、また、どのような個人情報を作成して、管理しているのかを知るためにも、請求のあった個人に対しては、当然、開示する必要がある。

(4) 前記(1)及び(2)では、個人情報を行政機関が勝手に使用したり、行政機関の勝手な都合で公開されたりしている。

個人情報に関する文書は、行政機関だけのためのものではない。個人情報の文書は、第三者に対しては、公開したり、存否応答を行ってはならないが、前科等に関する情報は、その個人であれば、

当然、知っている情報であることから、個人情報の開示を拒否したり、存否を拒否したりする理由等全くない。

- (5) 申立人の刑事記録が流失しており、それが原因で、関係者等が申立人から刑事告訴されている。

今回の決定を行った実施機関は、申立人の刑事記録に関する個人情報を保有している点から考えれば、個人情報を流出した疑いがある。しかし、個人情報を開示することによって、その疑いなくなる可能性がある。

- (6) 今回の決定で、実施機関は存否応答拒否の決定を行っているが、他の行政機関では、申立人の前科等に関する情報を開示していることは、憲法が定める「法の下での平等」に違反する。

- (7) 犯歴事務の根拠等について、実施機関は、大正6年4月12日内務省訓令第1号（以下「訓令」という。）に基づくものであるという主張である。しかしながら、実施機関が主張する訓令は、大日本帝国憲法下での行政事務であり、また、実施機関が先例の趣旨として準拠したものは、全て日本国が占領していた当時のものである。つまり、当時、アメリカが日本を占領していた際に、アメリカの出先機関である「GHQ」の指導の下に行われていた行政手続である。少なくとも、日本国の本当の行政事務というのは、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本国が「主権」を回復した昭和27年4月28日以降である。よって実施機関が主張するのは、戦前の「憲兵」や「特高警察」の行政事務を承継している主張としても捉えることができる。そのような行政手続を、申立人は、絶対に認めるわけにはいかない。

また、実施機関が、宝塚市個人情報保護条例に基づいて保有個人情報を適正に取り扱っているとの主張であるが、実際には、申立人の「個人情報」が行政機関より流出し、関係者等が現在刑事告訴されるという事態に発展している。実際に、実施機関が流出に関わったかどうかは不明であることから、調査のために今回の申請に至ったのである。

- (8) 実施機関は、「就職」や「婚姻」に際して、前科のないことの証明を求める可能性を指摘しているが、そのような場合は、申請

時において、申請書に申請理由を記載させれば事足りることである。申請理由で、「就職」や「婚姻」等で必要と記載されていれば、存否応答拒否を行えばよいだけである。

それに、「嘘」を記載して申請する場合も考えられるが、その場合は、立派な「犯罪」である。それは、「司法」によって、糾弾させればよいだけであり、これらの主張は、本件決定とは何ら関係のないことである。

4 実施機関の説明

実施機関の存否応答拒否決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

(1) 犯歴事務の根拠等

市町村において、地方検察庁から送付される既決犯罪通知書を基に調整する犯罪人名簿に関して、管理する事務を犯歴事務と呼んでいる。犯歴事務は、訓令に基づき、市町村においてこれまで行われてきたものであるが、市町村が犯歴事務を行うことについて、現行の法律には規定はない。戸籍法(昭和 22 年 12 月 22 日法律第 224 号)によって法定受託事務として規定されている戸籍に関する事務において、住民等に関する身分証明が行われているが、犯歴事務は当該証明事務に付随するものとして行われており、地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)第 2 条に規定する自治事務に当たるものである。

よって、当該犯歴事務に関して全国統一の事務処理要領のようなものではなく、自治省(現在の総務省)が発出した通達、質疑回答等により事務を行っている。

現在、参考としている通達等としては、「犯罪人名簿に基づく身分証明は、裁判所、検察庁、警察等司法関係官庁からの照会(依頼)があった場合のほか、各種の法律、条例又は規則が一定の前科のあることを資格制限の事由としている場合に、その資格調査のため当該主務行政官庁から照会(依頼)があった場合についてのみ行う」(「前科登録と犯歴事務」～日本加除出版株式会社)、「犯罪人名簿に基づく身分証明は、個人及び私の法人に対しては一切行ってはなら

ない」(昭和23年9月8日自発第766号大分県総務部長あて自治課長回答、昭和25年8月17日発連第448号山口県知事あて地方自治庁次長回答)などである。

一方、既決犯罪通知書を市町村に送付する地方検察庁においては、平成18年5月24日から犯歴事務規程(平成18年5月19日法務省刑総訓第690号)を施行することで、地方検察庁における犯歴事務を管理し、市町村に対して当該通知書を送付している。

(2) 犯歴事務の目的

市町村が犯歴事務を行う主な目的は、公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)に定める選挙権及び被選挙権の資格調査のためと、その他の法令等で定める欠格事由に関する調査の回答のための2点がある。

前者については、既決犯罪通知を受けた者のうち、禁固以上の刑に処せられた者(執行猶予のついたものは除く。)又は公職選挙法違反で罰金以上の刑に処せられた者の住所地の選挙管理委員会に対して、選挙権を有しない者等に関する通知を行うもの又は国及び他の地方公共団体からの選挙資格の調査のための照会に対して回答を行うものである。

後者については、下記の調査に対して回答を行うものである。

ア 政令で定める栄典制度(叙位叙勲、褒章等)並びにそれに準じた制度として各団体の法令等で定めている各省の大臣表彰、知事表彰及び市区町村長表彰への具申のための刑罰等調査

イ 国家公務員法、地方公務員法、弁護士法、司法書士法及び税理士法等において規定する資格の取得のための欠格事由の調査

ウ 法令等により国又は地方公共団体等が各種免許処分又は登録等をするため行う欠格事由の調査

(3) 犯歴事務に係る個人情報の取扱いについて

訓令においては、犯歴事務に係る個人情報の取扱いについて特に定めはないため、本市においては条例に基づき取り扱っているが、上記(1)の実施機関が参考としている通達等のとおり、情報公開請求及び保有個人情報の開示請求なども含めて、個人や私の法人か

らの照会には答えていない。

また、各種の法令等に基づく照会に対しても、犯罪人名簿の内容については回答せず、当該法令に基づく欠格事由の有無についてのみ回答を行っている。

(4) 存否応答拒否決定理由

申立人が開示を求める犯歴事務に係る個人情報については、たとえ不開示決定を行ったとしても、その通知をすることは、特定の個人の犯罪歴の有無について証明したこととなり、例えば就職や婚姻に際して犯罪歴のないことの証明を求められる可能性があり、犯罪歴をチェックできるシステムとなってしまうおそれがある。よって、条例第19条第1項第2号に規定する、開示することにより開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し、その情報の存否を告げるだけで、犯罪歴の有無を証明したこととなり、不開示情報を開示したこととなるから、条例第22条の規定により存否応答拒否したものである。

(5) 異議申立てに対する反論

上記3の(1)から(4)については、下記のとおり反論する。

本市が保有している犯歴事務に係る個人情報は、公職選挙法に定める選挙権等の資格調査及び法令等で定める欠格事由に関する調査の回答のために保有しており、公職選挙法に基づく場合又は法令等で定められた行政機関が照会している場合にのみ回答を行っており、法令等に定めがない場合には、たとえ行政機関からの照会であっても一切これに応じてはいない。

また、参考としている通達等において、上記4の(1)のとおり、個人及び私の法人に対しては一切身分証明は行ってはならないとされていることから、この通知等に従い、個人の権利利益を害することがないように取り扱っている。

さらに、法令等で定められた行政機関等から照会があった場合についても、法令等に定める資格の有無を回答するだけで、罪名、その他裁判に関する項目又は前科等の具体的内容について回答はしていない。

上記3の(5)については、実施機関における個人情報の不適正

な取扱いは認められない。

上記3の(6)については、前記の(1)から(4)についての反論で述べたとおりである。

上記3の(7)については、前記の(5)についての反論で述べたとおりである。

上記3の(8)については、存否応答拒否の決定は、存否応答拒否を行うことが適当な情報について常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるため、請求理由により当該存否応答拒否の規定を適用するかどうかの判断を変えることはできないもので、申立人の主張は認められず、実施機関の判断は適正なものである。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明に基づいて審査した結果、以下のように判断する。

(1) 犯歴事務に係る個人情報に関する性質について

申立人が開示を求めているのは、当該申立人を本人とする自己に係る犯歴事務に係る個人情報である。

犯歴事務に係る個人情報は、特定個人に係る前科や罪名等の犯罪歴について記録したものであるから、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の犯罪歴の有無を答えることと同様の結果が生じることとなるものと認められる。

(2) 条例第19条第2号の不開示情報の該当性

条例第19条第2号は、開示請求者に対して自己に関する保有個人情報を開示することが、必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから不開示とすることを認めている。

当該犯歴事務に係る個人情報の存否を本人に対して答えることとすると、実施機関が主張するように、例えば、就職する場合に前科のないことの証明を雇用主が雇用の条件として課すことや、婚姻に際して相手方の家族が前科のないことの証明を提出するよう求めることなどに利用される可能性を否定できない。

そうすると、本人の正当な権利利益を侵害し、本人の不利益となるおそれが想定されることから、同号の不開示情報に該当するもの

と認められる。

- (3) 存否応答拒否の判断において開示請求の理由を考慮することの妥当性について

申立人は、開示請求の申請書に理由を記載させて、その申請理由によって存否応答拒否するかどうかの判断をすればよいと主張しているのです。それについて検討する。

宝塚市情報公開条例第6条が規定する情報公開請求の方法及び条例第18条が規定する開示請求の方法及び請求理由による諾否の判断を行わないことは、情報公開制度及び個人情報保護制度に共通する原則となっている。そのため、条例第19条は、開示請求の理由いかんにかかわらず、同条に規定する不開示情報に該当しない限り、開示請求に係る保有個人情報を、実施機関が開示することを義務付けており、また、条例第22条では、当該保有個人情報が存在するか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときには、存否応答拒否の決定をすることを認めているのである。

よって、実施機関は、存否応答拒否決定を行う場合、開示請求に係る保有個人情報が条例第19条各号に規定する不開示情報に該当するかを判断した上で、存在するか否かを答えるだけでも当該不開示情報を開示することとなるかについて判断すればよいのであって、開示請求の理由を考慮することは認められないため、申立人の主張を採用することはできない。

- (4) 以上のことから、犯歴事務に係る個人情報は、条例第19条第2号に規定する不開示情報に該当するところ、開示請求者に対して当該個人情報が存在しているか否かを答えることは、当該個人の犯罪歴の有無に関する情報を開示することとなるため、開示請求の理由を考慮せずに、条例第22条に基づいて存否応答拒否とした実施機関の判断は適正であると認められる。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中 村 留 美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平 松 毅 （会 長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成19年 7月 6日	諮問
2	平成19年 7月 9日	実施機関による存否応答拒否決定の理由説明
3	平成19年 8月 10日	審査
4	平成19年 9月 5日	審査
5	平成19年 10月 5日	異議申立人の陳述書提出
6	平成19年 10月 29日	審査
7	平成19年 11月 12日	答申